

## 主 文

原略式命令を破棄する。

被告人を罰金三万円に処する。

右罰金を完納することができないときは、金二〇〇〇円を一日に換算した期間、被告人を労役場に留置する。

## 理 由

本件記録によると、松阪簡易裁判所は、昭和五五年六月二三日被告人に対する道路交通法違反被告事件について、「被告人は、酒気を帯び、呼気一リットルにつき〇・二五ミリグラム以上のアルコールを身体に保有する状態で、昭和五五年四月二十五日午後一一時二〇分ころ、松阪市 a b 番地の四付近道路において、普通貨物自動車を運転したものである。」との事実を認定したうえ、道路交通法六五条一項、一九条一項七号の二、同法施行令四四条の三、罰金等臨時措置法二条、刑法一八条、刑訴法三四八条を適用して、「被告人を罰金四万円に処する。右罰金を完納できないときは金二〇〇〇円を一日に換算した期間被告人を労役場に留置する。右罰金を仮に納付することを命ずる」旨の略式命令を発付し、右略式命令は、昭和五五年七月一五日確定したことが明らかである。

しかしながら、道路交通法六五条一項、一九条一項七号の二によれば、その罰金の法定刑は三万円以下であるから、加重事由のない本件について、法定刑を超過して被告人を罰金四万円に処した右略式命令は、法令に違反していることが明らかであるうえ、被告人のため不利益であるといわなければならない。

よつて、刑訴法四五八条一号但書により、原略式命令を破棄し、被告事件についてさらに判決することとする。

原略式命令の確定した道路交通法違反の事実に法令を適用すると、被告人の所為は、道路交通法六五条一項、一九条一項七号の二、同法施行令四四条の三に該当

するので、所定刑中罰金刑を選択し、その金額の範囲内で被告人を罰金三万円に処し、右罰金を完納することができないときは、刑法一八条により、金二〇〇〇円を一日に換算した期間、被告人を労役場に留置することとし、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

検察官俵谷利幸 公判出席

昭和五七年一〇月一四日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	藤	崎	萬	里
裁判官	団	藤	重	光
裁判官	中	村	治	朗
裁判官	谷	口	正	孝
裁判官	和	田	誠	一